

# 人称制限と統語構造<sup>1</sup>

上田由紀子

神田外語大学 CLS / 明治学院大学 / 日本大学 / 横浜国立大学

「主語名詞句の人称制限」という観点から、統語論が扱うべきモダリティの領域を模索するものである。本稿では、主語の人称制限には、2つのタイプがあることを示す。一つは、モダリティに要求されるもの。さらに、人称制限に関わっているのは、E-modalではなく、D-modalの方であることを示し、意味的、語用的ばかりでなく、モダリティの2分化の統語的妥当性を明らかにする。もう一つは、補助動詞の特性によるものがある。両者の違いは、表面上ではわかりにくいだが、埋め込み文中での人称制限の消失の有無という点で異なる。主文と補文におけるこのような違いは、人称制限の現象が単に意味的、語用的側面だけでなく、統語的にも関与する余地のある問題であることを示唆することとなる。

## 1. 序

日本語のモダリティ分析は、国語学・日本語学において、意味論的、語用論的観点から詳細な分類がなされ、それらが命題を包み込む形で階層的なものであることも述べられてきた。「文の本質

---

<sup>1</sup> 本稿は、神田外語大学 CLS 主催ワークショップ「主文現象と統語理論」（2006年2月11-12日）における発表原稿に、当日会場から頂いたコメントや問題点を再考し、加筆したものである。貴重なご意見、ご指摘を頂いた上山あゆみ氏、金水敏氏、佐野まさき氏、三宅知宏氏に特に感謝申し上げる。また、伊藤健人氏、井上和子氏、大倉直子氏、外崎淑子氏、長谷川信子氏、服部葉子氏、藤巻一真氏、真鍋雅子氏、綿貫啓子氏にも感謝したい。ワークショップ開催の為に働いて下さった神田外語大学 CLS の山田昌史氏、椎名千香子氏、及び、神田外語大学大学院院生・研究生の皆様にも厚く御礼申し上げます。

的な意味的特徴として、文は命題（客観的側面）と話し手の心的態度（主観的側面）の2側面からなる」とする考えは、伝統的国語学の歴史の中でも広く共有されてきた考えである。このような立場にたつ命題対立概念としての意味論的モダリティ分析が盛んに行われてきた中で、仁田(1991)や益岡(1991, 2000)は、従来の純粹に意味論的・語用論的分析に文法カテゴリーを意識したモダリティ分析を提案した。益岡(1991)は、モダリティの全体像に(1)のようなモダリティのカテゴリーがあるとし、それらカテゴリーは、(2)のような階層構造を持つとしている。

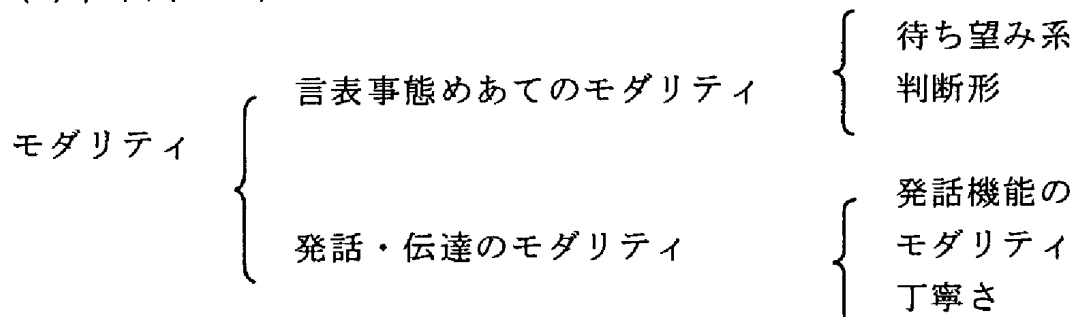
(1) 益岡(1991)のモダリティのカテゴリー

- 1 伝達態度のモダリティ：文を伝達する際の話し手の聞き手に対する態度を表す
- 2 ていねいさのモダリティ：聞き手に対するていねいさを表す
- 3 表現類型のモダリティ：表現・伝達上の機能面から文を類型的に特徴付ける
- 4 真偽判定のモダリティ：対象となる事柄の真偽に関する判断を表す
- 5 価値判断のモダリティ：対象となる事柄に対してそうあることが望ましいという判断を表す
- 6 説明のモダリティ：当該の文の記述が他の事態に対する説明として用いられることを表す
- 7 テンスのモダリティ：当該の文の事態の時間の流れの中に位置付ける働きをする
- 8 みとめ方のモダリティ：事態が成り立つか成り立たないかの肯定・否定の判を表す
- 9 取り立てのモダリティ：命題間の範列的關係を表す

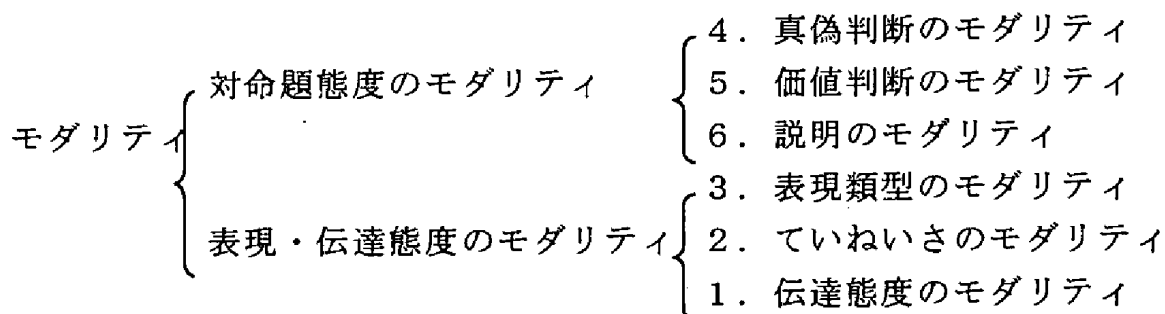


6のモダリティを大きく2分している。(3)-(4)は、宮崎、安達、野田、高梨(2002)がまとめた仁田(1991)と益岡(2000)のモダリティ体系の概略である。(4)の各モダリティに付いている番号は、(2)の表のモダリティの番号と対応している。<sup>2</sup>

(3) 仁田(1991)



(4) 益岡(2000)



脚注2に記したように、両者のモダリティの2分が続くそれぞれの下位モダリティは全く同じものではないとしても、両者共、命題/事態に対する判断に関わる「判断のモダリティ」と聞き手の話し方の態度の表明に関わる「発話/伝達態度のモダリティ」に2分している点で一致している。

このようなモダリティの2分化、そして、文構造の中にモダリティを組み込んだ研究という点に関して、日本語生成文法研究で

<sup>2</sup>仁田と益岡のモダリティの2分が全く同じものというわけではないことには注意されたい。宮崎、安達、野田、高梨(2002)では、仁田と益岡の分析の違いを以下のようにまとめている。

「... 仁田と益岡のモダリティ観にも、いくらか違いがある。仁田はすべての文が「言表事態めあてのモダリティ」と「発話・伝達のモダリティ」の双方を持つとしているのに対して、益岡は、「対命題態度のモダリティ」の関与しない文の存在を認めている。たとえば、命令や意志を表す文について、仁田は、「待ち望み」という「言表事態めあてのモダリティ」の存在を仮定しているが、益岡は、「表現・伝達のモダリティ」のみからなると考えている。また、益岡が「価値判断のモダリティ」(「ことだ、べきだ、なければならない」等)、「伝達態度のモダリティ」(「よ、ね」等)としているものを、

は、井上(1976)がすでに(5)のようなモダリティの階層を提案している。さらに、井上(本書)では、(5)の③の時制辞以上の④-⑤にあたるモダリティ形式をそれぞれ(6)のように、E-modal、D-modal と呼び、すべての主文には、これら modal がいずれかの形で付随しているとしていると考えている。

(5) モダリティの階層 (井上(1976), 井上(本書))

太郎が序文を翻訳し	てい	る	だろう	ね。
①	②	③	④	⑤
文核	アスペクト	時制	認知的(E) モーダル	発話/伝達(D) のモーダル

(6) 井上(本書)

④：認知的モーダル → E-modal (推量、断定)

⑤：発話/伝達のモーダル → D-modal (命令、疑問、依頼、意志)

井上(1976, 本書)におけるモダリティの2分は、(3)-(4)にあげた仁田、益岡のモダリティの2分とかなりの平行性を持つ。井上の認知的モーダル(E-modal)は、仁田・益岡式の「判断のモダリティ」に相当し、モーダル形式としては、話者の判断を表す推量や断定の「- だろう」、「- た」、「- はず」などである。一方、発話/伝達のモーダル(D-modal)は、仁田・益岡式の「発話/伝達態度のモダリティ」に相当し、モーダル形式は、命令「- なさい」、疑問「か」、依頼「- てください」、意志「- る」などが当てはまる。また、(1)-(2)の益岡の1-6のモダリティのカテゴリー分類に従えば、井上のE-modal は、益岡の4-6のモダリティ、D-modal は、益岡の1-3のモダリティを含むと暫定的ながら考えてよいであろう。本稿では、上記の先行研究を参考に、この2つのタイプのモーダルを井上式にE-modal、D-modal と呼び、(7)のように仮定する。また、仁田、益岡、井上同様、文(主文)は、聞き手に対しての情報伝達が必ず伴うものであるという考えに立ち、井上と同様の立場、すなわち、全ての文(主文)には、D-modal が存在するという立

---

仁田は、「副次的モダリティ」と呼び、益岡の「説明のモダリティ」(「のだ」「わけだ」)を、仁田は「判断」の下位類に収めている。」 (宮崎、安達、野田、高梨(2002): 5)

場を仮定する。<sup>3</sup>

(7) a. E-modal : 判断を表すモーダル

←聞き手への働きかけを含まないモーダル(断定/推測)

(例) - だろう、- はず、- かもしれない、- た<sup>4</sup>

b. D-modal : 発話/伝達態度を表すモーダル

←聞き手への話者の意志/意図の表出や聞き手への働き

かけや態度を表すモーダル(命令、疑問、依頼、意志、

断言)(例) - てください、- か、- ましょう、- る

2つのタイプのモダリティを担う2種類のモーダル、E-modalとD-modal、は、単に意味上の区分ではなく、統語上それぞれ異なる主要部のもとに生成されるべきであることを「主語名詞句に対する人称制限」の観点から議論し、また、主語の人称制限は、統語的には、(8)にあげた2つの異なる要因があることを観る。

(8) a. D-モダリティの要請による人称制限

b. 補助動詞の特性による人称制限

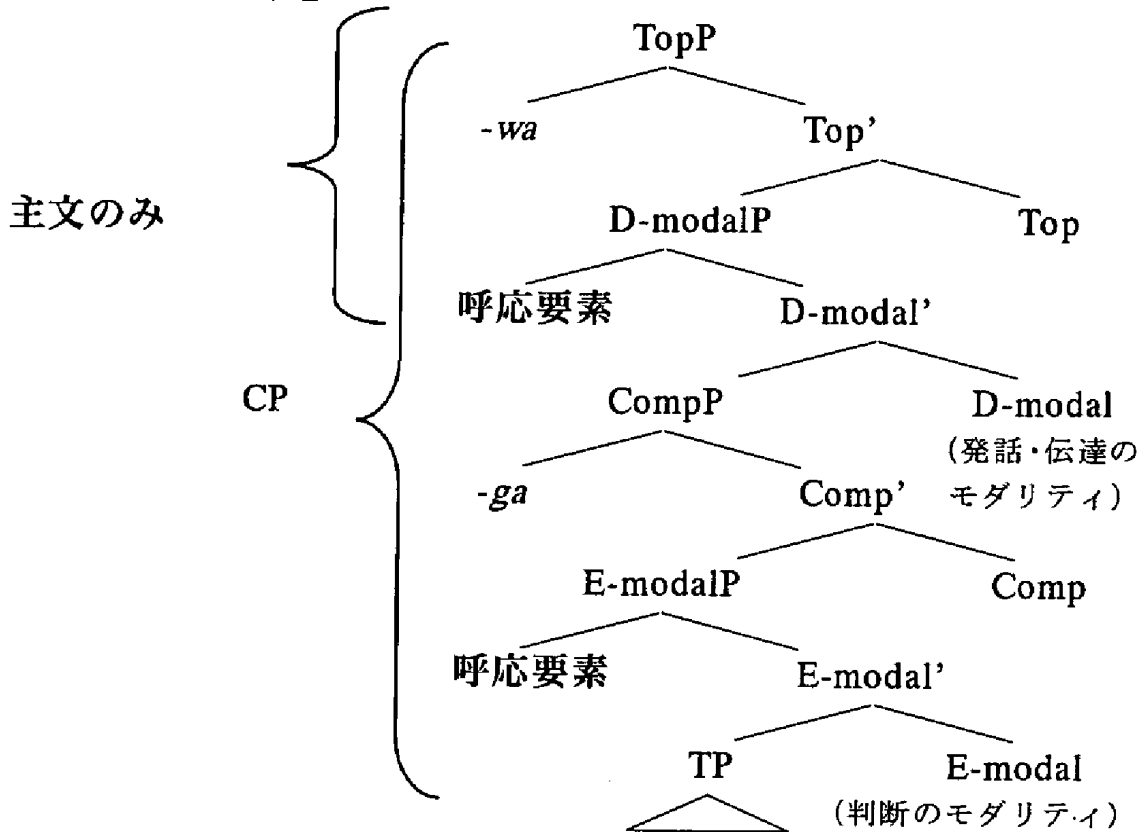
最終的には、(9)のようなCPの内部構造を提案する。この議論の帰結として、ゼロ(∅)モダリティを仮定する妥当性も示すこととなる。言語形式としては、1つであっても、統語的には、複数の主要部にまたがったもので、その素性の束が音韻的に一つの形式として具現化されていると考えることとなる。

---

<sup>3</sup> すなわち、E-modalのまま言い切りになっている文、例えば、「太郎は、明日、学校へ行くだろう。」では、主文であれば、E-modal(—だろう)+ゼロ D-modal(∅)と考えるということである。仁田と益岡の立場の違いは、本稿脚注2を参照のこと。

<sup>4</sup> 「—た」については、次節で詳しく議論する。

(9) CP の内部構造



ここでは、CompP 以下が文構築において、循環可能な（埋め込み可能な）範疇と考える。<sup>5</sup>

## 2. モダリティと人称制限

日本語には、英語のような主語の人称によって動詞の形が変化するような一致現象はないが、(10)に示すような人称の制限が観察される。

<sup>5</sup> (8) の統語構造において、[Spec, E-modalP]、及び、[Spec, D-modalP]の「呼応要素」というのは、例えば、E-modal の「—だろう」にたいしては、「たぶん」や「おそらく」のような副詞が入る可能性もあるし、或は、井上（本書）、及び、伊藤（本書）が言及している、E-modal、D-modal に呼応する条件節などが入る可能性もあると考えている。すなわち、単なる主語名詞句は、ここには現れないと考えている。むしろ、「が」や「は」で印付けられた名詞句は、「が」格主語は、Comp と関わりを持ち、「は」は、Top と関わっていると考えている。紙面の関係上、主語名詞句の統語的位置に関しては本稿では議論しない。「が」格主語の統語的位置に関しては、Ueda (2002, 2003, 2006, in press)を参照されたい。

- (10) a. 私/\*君/山田さんが 手紙を 送った。  
 b. \*私/\*君/山田さんが 手紙を 送ってきた。  
 c. 私/\*君/\*山田さんが 手紙を 送っておく。

本節では、(10)で観察されるような人称の制限の内、(10a)と(10c)の人称制限は、前節でまとめたモーダルの関わる現象であり、一方、(10b)は、補助動詞の特性に由来する人称制限であることを主張する。何故その人称に制限されるかという理由付けに関しては、今までの語用論的研究に委ねる問題であり、その一つ一つのケースの人称指定の理由や説明を統語論で決定しようと主張するものではない。本稿は、主文と補文の範疇が統語的に制限されるのと並行的に人称制限の現象が消失する事実から、人称制限に関わる範疇を特定し、統語的にそれを仮定する妥当性を追求しようとするものである。

まず、「E-modal」ではなく、「D-modal」が人称制限に関与すると言う点を目に見えるタイプの D-modal を使って具体的に観察してみる。ここでは、益岡が「表現・伝達態度のモダリティ」のみが関与しているとする命令や意志のモダリティー形式を使う。(11)-(12)にあげる D-modal は、意味的側面からばかりでなく、統語上もそれらが構造上最も高い位置に現れることが判断を表す E-modal、及び、補文標識要素(Comp)をその右側にとることができないこのことからわかる。

- (11) a. \*あなたが 太郎に 手紙を 送ってくださいだろう。  
 b. \*あなたが 太郎に 手紙を 送ってくださいはずだ。  
 c. \*あなたが 太郎に 手紙を 送ってくださいこと。
- (12) a. \*あなたが 太郎に 手紙を 送りましょうだろう。  
 b. \*あなたが 太郎に 手紙を 送りましょうはずだ。  
 c. \*あなたが 太郎に 手紙を 送りましょうこと。

この統語的に最も高い位置に現れる D-modal 形式を使って、それが主語名詞句の人称を制限していることをみる。まず、「-てください」は、2人称を要求するが、1人称と3人称は許さない。



- (13) a. \*私が 太郎に 手紙を 送ってください。  
 b. \*私が 太郎に その事実を 伝えてください。  
 c. \*私が 太郎を 叱ってください。
- (14) a. \*山田先生が 太郎に 手紙を 送ってください。  
 b. \*山田先生が 太郎に その事実を 伝えてください。  
 c. \*山田先生が 太郎を 叱ってください。
- (15) a. あなたが 太郎に 手紙を 送ってください。  
 b. あなたが 太郎に その事実を 伝えてください。  
 c. あなたが 太郎を 叱ってください。

ところが、文末の「- てください」を「- ましょう」に入れ替えると、今度は1人称主語を要求するようになる。

- (16) a. 私（たち）が 太郎に 手紙を 送らしましょう。  
 b. 私（たち）が 太郎に その事実を 伝えましょう。  
 c. 私（たち）が 太郎を 叱っておきましょう。
- (17) a. \*山田先生が 太郎に 手紙を 送らしましょう。  
 b. \*山田先生が 太郎に その事実を 伝えましょう。  
 c. \*山田先生が 太郎を 叱っておきましょう。
- (18) a. \*あなたが 太郎に 手紙を 送らしましょう。  
 b. \*あなたが 太郎に その事実を 伝えましょう。  
 c. \*あなたが 太郎を 叱っておきましょう。

すなわち、D-modal が主語名詞句の人称制限に関わっていることがわかる。

次に、(19)は、一見、E-modal が人称制限に関与していると思われる例である。寺村(1984)でいうところの「確言」(内容を事実として断定して述べる)、井上(本書)でいうところの「断定」(言表の事態に対する話者の断定(assertion))を表すモダリティの「- た」は、2人称主語を許さないと言われている。

- (19) a. ?私が 太郎に 手紙を 送った。<sup>6</sup>  
 b. ?私が 太郎に その事実を 伝えた。  
 c. ?私が 太郎を 叱った。
- (20) a. 山田先生が 太郎に 手紙を 送った。  
 b. 山田先生が 太郎に その事実を 伝えた。  
 c. 山田先生が 太郎を 叱った。
- (21) a. \*あなたが 太郎に 手紙を 送った。  
 b. \*あなたが 太郎に その事実を 伝えた。  
 c. \*あなたが 太郎を 叱った。

益岡・田窪 (1992) では、「確言」の意味を(22)のように説明している。

(22)「確言」：話し手が真であると信じていることを相手に知らせたり、同意を求めたりする。

(益岡・田窪 (1992) 『基礎日本語文法- 改訂版』: p. 117)

すなわち、「- た」形が(22)のような「確言」の意味を持つとすると、意味論的、語用論的には、(21)の2人称主語の不適合性は以下のように説明されるであろう。(21)では、聞き手(2人称)が文核(命題)の表す行為事態の動作主である。本来、「その文核の内容が事実である」と最も確実に判断できるのは、聞き手自身である。にも関わらず、「- た」形を用いて、「話し手の判断」をその聞き手に対して伝達しているため、2人称主語との相性が悪くなる。また、意味ある情報伝達という点から、聞き手は、話し手から、「自らが知らない」情報を得るのが自然であり、(21)は、それに反している。この意味的・語用的説明からも、「- た」形(確言)は、「話し手のそれが真実であるという判断」を「聞き手に伝える」という「聞き手への情報伝達」までを含んでいることがわかる。これを前述の2種類の modal と絡めると、「- た」形は、形式的には一つであるが、(23)のように、E-modal としての「話し手それが真であるという判断」だけでなく、D-modal としての「聞き手への情報伝達」の2つのモーダルの機能を有し、さらに、2人称主語を悪くさせているのは、「D-modal としての聞き手への情報伝達」機能に起因しているということになる。時制の意味(「完

<sup>6</sup> 「が」格主語の座りの悪さに関しては、本稿では、受け入れ可能な文として扱う。

了)としての機能も含めると、「- た」形は、(23a)-(23c)の3つの機能を有するものと考えられる。

(23) 「- た」形 (a + b + c)

- a. 時制: 「完了」
- b. E-modal: 「文核(命題)が真であるという話し手の判断」
- c. D-modal: 「話し手の判断の聞き手への情報伝達」

統語的にも「- た」形が、上記2つの独立した modal を有し、人称に関しての制約は、D-modal が担っていることが(24)-(25)からも証拠づけられる。(24)が示すように、前述した「命令」「意志」といった純粋な D-modal は、埋め込み文中には与えられない。それをふまえた上で、(21)の主文を埋め込んでみると、(21)で観察されていた人称制限は、埋め込み文中では消えてしまう。

(24) a. \*[私が 太郎に 手紙を 送ってくださいこと]が、大変な問題になっている。

b. \*[私が 太郎に その事実を 伝えるの]を 私は覚えています。

c. \*[私が 太郎を 叱りますと]は、誰も思わないでしょう。

(25) a. [あなたが 太郎に 手紙を 送ったこと]が、大変な問題になっている。

b. [あなたが 太郎に その事実を 伝えたの]を 私は覚えています。

c. [あなたが 太郎を 叱ったと]は、誰も思わないでしょう。

(25)は、(24)と異なり文法文ではあるが、(25)において、括弧で囲われた埋め込み文中の「- た」は、(23a)-(23b)の意味は担っているが、(23c)に関しては担っていない。(25)の補文は、「文核(命題)の表している事象が「完了」したことを話し手は真(事実)であると判断を下している」が、「それを聞き手伝える」ということまでは表していない。すなわち、(23c)の D-modal の機能は、(25)にはないのである。D-modal の機能がなくなると、人称の制限もなくなるということは、modal 形式としては、「- た」という一形態であるが、2つの modal 機能を有し、人称の制限には、その E-modal の部分ではなく、D-modal の部分が関与していることを裏付けている。また、埋め込み文では、D-modal の機能が失われる

ということは、統語的に、これら2つのタイプの modal は、分離可能な異なる主要部に担われていると考えることは妥当であると思える。

仁田(1991)は、(26)が示すように、逆説の接続節も「言表事態めあてのモダリティ」のみを有し、「発話・伝達のモダリティ」を許さず、また、(27)のように、この逆節の接続節の中では人称の制限が発現されないことを観察し、「発話・伝達のモダリティ」が人称制限に関与する傍証であると言っている。さらに、(27)の対比は、主文の「- だろう」は、E-modal + ゼロ (∅) D-modal であることを示唆している。

(26) a. \*あっちへ行けが、行かない。

(27) a. \*君は学校へ行くだろう。

b. 君は学校へ行くだろうが、僕は行かない。

(仁田(1991):p. 81)

さらに、聞き手自身が行為者であっても、聞き手の既知情報を無視して、話者の判断をあえて述べる場合には、2人称主語も自然なものとなる。例えば、探偵が事件の全貌を解説するようなシーンで、犯人に向かって、(28)のように述べた場合である。

(28) 探偵：実は、花子ではなく、あなたが太郎に手紙を送り、真実を伝えた。ところが、太郎は、あなたの思うようには反応しなかった。そうなんですね。

仁田(1991)は、後注で、「「述べ立て」の文が連文の中で使われる時、その発話・伝達のモダリティの発現が抑圧・希薄化されるといった現象が存することは、認めておかななくてはならない。」と記しており、それを認めるとすると、(28)の問題となる下線部分は、句読点で終わっている主文のように見えるが、そこには、発話・伝達もモダリティ、すなわち、D-modal は、存在していないことになる。従って、人称制限は観察されないと説明できる。<sup>7</sup>

---

<sup>7</sup>金水敏氏から、(28)では、問題の下線部分の後に、「そうなんですね。」が付加されていることもあり、一見、読点で区切られ、主文のように見えるが、実は、補文構造なのではないかというご指摘をいただいた。また、上山あゆみ氏は、(28)のような場合、「です」や「ます」を入れられないことも金水氏の指摘の妥当性を支持することになるのではないかとのご意見をいただいた。両氏のご指摘は、D-modal が統語的に許されない場合に、人称制限の現象が消失することをさらに示すものであると考える。

以上のことから、統語的にも D-modal は、主文のみの要素であるということになる。埋め込み文内に出現できない主文のみの要素であるということ、文構築において繰り返して出てこられない（循環的でない）要素ということになる。上記にみるような主文-補文の対立が存在するということは、人称制限とモダリティの関係を統語論で扱いうる余地があることを示唆していると思われる。

さらに、他の「時制／アスペクト要素、及び、E-modal、そして、D-modal における主語名詞句の人称についてまとめたものが(29)の Table 1 である。Table 1 を見ても、時制／アスペクトの要素、及び、E-modal は、人称の制限がほとんどないように思われるが、D-modal の方には、人称の制限があるのがよくわかる。Table 1 において、同じ、音形式をもつものは、a - a' - a'' と言ったように、同じアルファベットと使い、関連性を示してある。また、(=∅) という印は、その範疇には、音形を持って現らわれない場合があることを示している。音形は、持たないが、ふさわしい素性は、その主要部に現れて、その意味を担っていると仮定している。

(29) 主語名詞句の人称制限

範疇と意味	主語の人称	1 人称	2 人称	3 人称
I. T (Aspect)				
a. 未完了	- る	OK	OK	OK
b. 完了	- た	OK	OK	OK
II. E-modals (話者の判断／推測)				
a'. 断定	- る (=∅)	OK	OK	OK
b'. 断定	- た (=∅)	OK	OK	OK
c. 推測	- はず (だ)	OK	OK	OK
d.	- にちがいない	OK	OK	OK
e.	- だろう	OK	OK	OK
f. 当為	- なければならない	OK	OK	OK
g.	- べき (だ)	OK	OK	OK
h. 疑問	か	OK	OK	OK
III. D-modals (話し手への態度／情報伝達)				
a''. 意志	- る (=∅)	OK	*	*
b''. 断言	- た (=∅)	OK	*	OK

	i.	丁寧	- ます	OK	*	*
	j.	勧誘	- ましょう	OK	*	*
	k.	依頼	- てください	*	OK	*
	l.	命令	- なさい	*	OK	*
	n.	禁止	- な	*	OK	*
IV.	o.	意志	ぞ	OK	*	OK
	p.	確認	ね	OK	OK	OK
	q.	注目	よ	OK	OK	OK
	h'.	質問	か	*	OK	OK

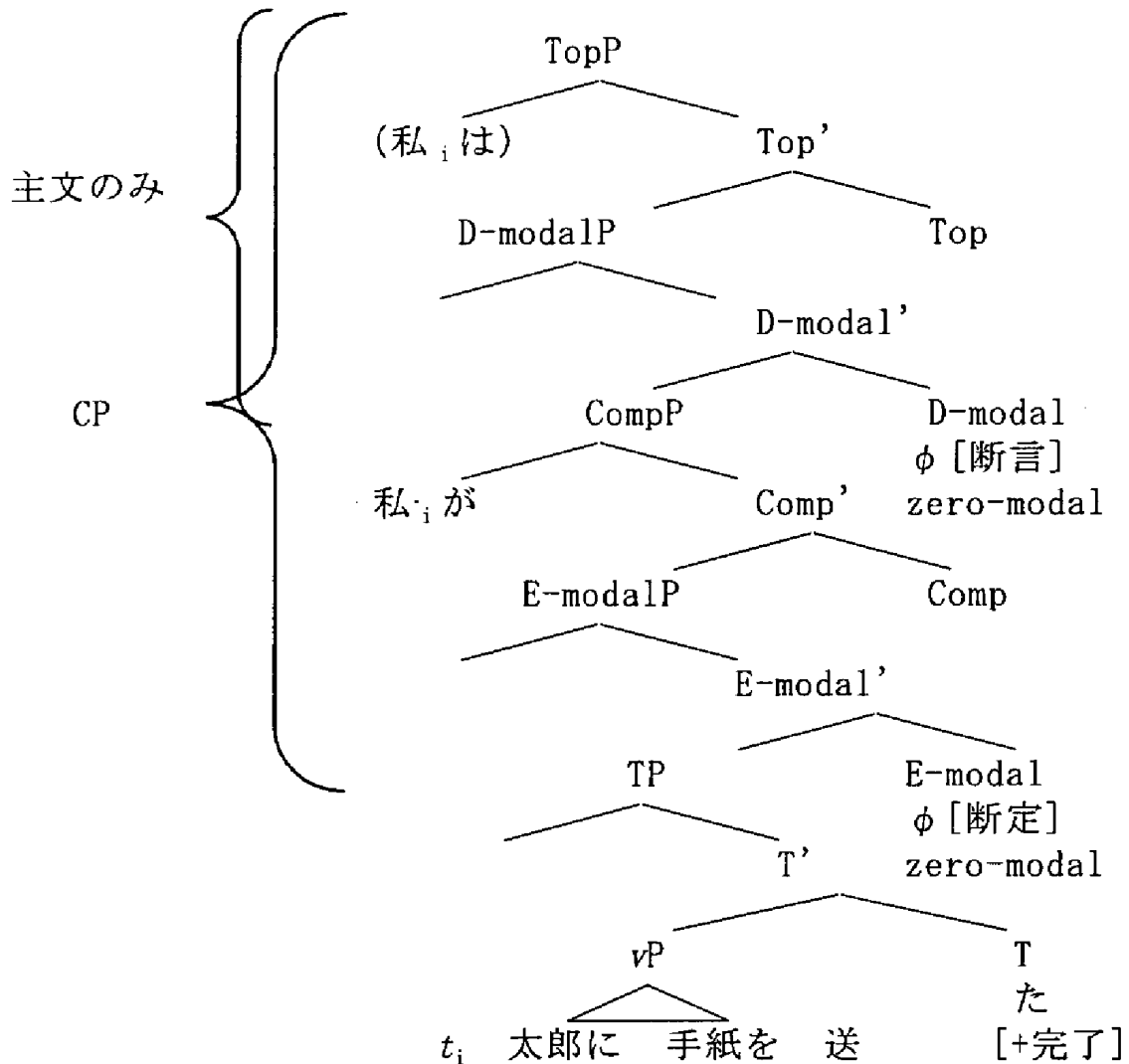
Table 1

### 3. モダリティと統語構造

これらモダリティが統語構造とどのように関連しているか考えて行く。もう一度、「- た」について考えて行きたい。

(23)に示したように、「時制/アスペクト」としての「完了」の機能、及び、「話者が文核内容を真として判断する」という「E-modal」の機能、そして、さらに聞き手との関わりに機能する「D-modal」の機能を主文の「- た」は担っていること、そして、主語の人称制限は、D-モダリティに関与していることを前節でみた。また、すでに仮定したように、「- た」で終わる主文では、目には見えないゼロモダリティが付随していると考えるのが妥当である。(21)でみた人称に関する制限は、「- た」の形式に付随している見えない(23c)のゼロ (∅) D-modal が関わっている。以上のような前節までの観察を、反映させるて考えると、統語的論拠はまだまだ必要であるが、概略(30)のような形で統語構造に写像できるように思える。

(30) 私 (は) / が 太郎に 手紙を 送った。



(25)において、埋め込み文中に「- た」の形式を許しつつも、主文で見られた人称制限現象が観察できないことは、(30)の CompP までが文構築において、循環的(recursive)に生成されうること、また、埋め込み文には主題の「は」は、でられず、「が」格主語が自然に現れうることと連動している。また、複数の主要部が介在しているからこそ、埋め込みの範疇では、D-modalP が存在しないので、その主要部が持つ「話し手への情報伝達」という意味での「断言」がなく、時制+E-modal までの「言表の事態が完了していることを話し手が真であると判断している」という意味しかなくなるのが説明される。このことは、ゼロ modal の存在の妥当性も示している。

#### 4. 補助動詞と人称制限

次は、一般的には、動詞として扱われ、C のプロジェクション内にある要素とは思われない補助動詞と主語名詞句の人称について考えてみたい。ここでは、議論をはっきりさせるために、先ず、1 人称と 3 人称に限って話を進める。

「- てあげる」、「- てくれる」、「- てくる」というような方向性をもつ補助動詞においても、間接的ではあるが、主語の人称が制限される。

- (31) a. \*山田さんが 私に 手紙を 送ってあげた。  
b. 私が 太郎に 手紙を 送ってあげた。  
(32) a. 山田さんが 私に 手紙を 送ってくれた。  
b. \*私が 太郎に 手紙を 送ってくれた。  
(33) a. 山田さんが 私に 手紙を 送ってきた。  
b. \*私が 太郎に 手紙を 送ってきた。

長谷川 (2004、本書) が主張しているように、「- てあげる」、「- てくれる」、「- てくる」と言った方向性を持つ補助動詞は、その「に」格着点に[±1 人称]の指定が課される。(31)の「- てあげる」は、[-1 人称]、(32)の「- くれる」と(33)の「- てきた」は、[+1 人称]を要求する。従って、間接的に、その主語は、(31)では、1 人称になり、(32)-(33)では、3 人称になることになる。先ほどの分析に従えば、CompP 以下は、埋め込むことができるので、この種の人称制限が、vP (或は AspectP) 内で生じているとすれば、埋め込んだ場合も、前節(25)とは、異なり、その制限は温存され、それらの文は救われないと予測される。では、(34)が結果である。

- (34) a. \*[山田さんが 私に 手紙を 送ってあげたこと]が 問題に なっている。  
b. \*[私が 太郎に 手紙を 送ってくれたこと]が 問題に なっている。  
c. \*[私が 太郎に 手紙を 送ってきたこと]が 問題に なっている。

予測通り、(34)の文法性は改善されない。この種のタイプの人称制限は、D-modal によるものではないと考えられる。ここで、す



でに2種類の人称制限のタイプがあることを主張することとなった。一つは、D-modal によるもの、もう一つは、動詞の特性によるものである。

(35) 2つのタイプの人称制限

(i) D-modal タイプ → (10) (= (25))

(ii) 動詞特性タイプ (v-type) → (31)-(33)

最後に、もう一つ、面白い補助動詞との人称現象を見てみる。

「-ておく」、「-てみる」タイプは、特別な方向性を持つ補助動詞ではない。しかし、これらの補助動詞をつけると主語の人称は1人称に制限される。これはどちらのタイプの人称制限であろうか。

(36) a. 私が 太郎に 手紙を 送っておく。

b. 私が 太郎に その事実を 伝えておく。

c. 私が 太郎を 叱っておきます。

(37) a. \*山田さんが 太郎に 手紙を 送っておく。

b. \*山田さんが 太郎に その事実を 伝えておく。

c. \*山田さんが 太郎を 叱っておく。

(38) a. 私が 太郎に 手紙を 送ってみる。

b. 私が 太郎に その事実を 伝えてみる。

c. 私が 太郎を 叱ってみる。

(39) a. \*山田さんが 太郎に 手紙を 送ってみる。

b. \*山田さんが 太郎に その事実を 伝えてみる。

c. \*山田さんが 太郎を 叱ってみる。

では、(37)と(39)の非文を埋め込んでみる。

(40) a. [山田さんが 太郎に 手紙を 送っておくこと]は、大切だ。

b. [山田さんが 太郎に その事実を 伝えておくこと]は、大切だ。

c. [山田さんが 太郎を 叱っておくこと]は、大切だ。

(41) a. [山田さんが 太郎に 手紙を 送ってみること]は、大切だ。

b. [山田さんが 太郎に その事実を 伝えてみること]は、大切だ。

c. [山田さんが 太郎を 叱ってみることは、大切だ。

「- ておく」、「- てみる」は、(31)-(33)と同じ補助動詞形でありながら、何故、埋め込むと人称制限が緩和されるのだろうか。(31)-(33)でみた本動詞は移動動詞で、「が」-「から」交代を許すタイプの動詞である。「が」-「から」交代を許す動詞の特徴を伊藤(2001)、井上(2000)は、(43)のようにまとめている。

- (42) a. 私が／から 太郎に 手紙を 送っておく。  
 b. 私が／から 太郎に その事実を 伝えておく。  
 c. 私が／から 太郎を 叱っておきます。

(43) 「が」-「から」交代を許す動詞 (伊藤(2001)、Inoue (2000))

- (i) 原則として「が-に-を」の格パターンをもつ。  
 (ii) 「に」格の着点が[+有性]である。  
 (iii) 方向性、或は、話し手の意志、意図を表す補助動詞をもつ。

すなわち、「- ておく」「- てみる」は(43-iii)の話し手の意志・意図を表す D-modal を有する補助動詞であり、(37)-(39)の非文法性は、補助動詞持つのゼロ(∅)D-modal からの制約であると考えられる。(41)では、埋め込みによる、D-modal 範疇の消失により、その制約から救われると説明できる。

(44) 話し手の意図を伝える補助動詞：v+ゼロ(=∅)D-modal

- a. V- てお(く)  
 b. V- てみ(る)  
 c. V- てあ(る)  
 d. V- たい

(45) 「補助動詞と主語名詞句の人称制限のまとめ」

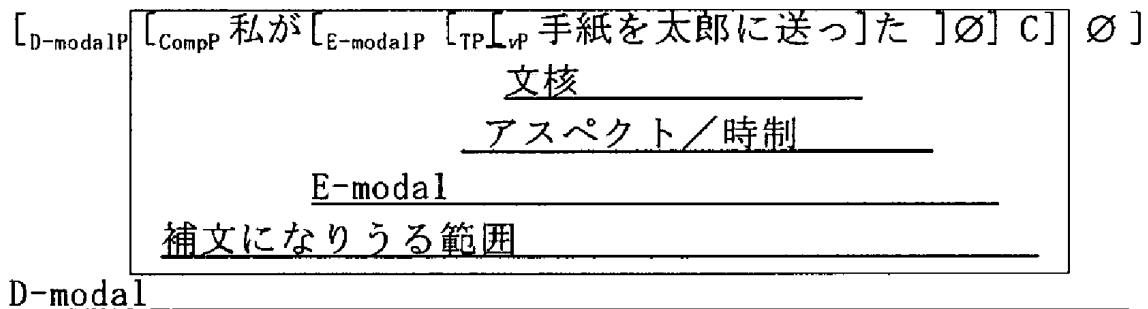
形式	主語の人称： 1人称 2人称 3人称			
(i) v				
a. V- てく(る)	*	OK	OK	
b. V- てくれ(る)	*	OK	OK	
c. V- てあげ(る)	OK	*	*	
(ii) v + ゼロ(=∅) D-modal				
d. V- てお(く)	OK	*	*	
e. V- てみ(る)	OK	OK	OK	

f.	V- てあ (る)	OK	*	OK
g.	V- たい	OK	*	*

#### 4. 結論と残された問題

主文の主語制限には、(i) D-modal によるもの、(ii) 補助動詞の語彙特性によるものの2種類がある。D-modalPは、主文のみの範疇と仮定することで、埋め込み文中の人称制限の有無の違いを明らかにした。一つの形式が統語的にはいくつかの範疇の主要部にまたがる形でそれぞれの素性の意味を具現化させている。ゼロ (=  $\emptyset$ ) モダリティを仮定する妥当性も示した。統語構造への写像に関して、(46)の可能性を提案した。

##### (46) モダリティの統語構造



佐野まさき氏のご指摘である「補助動詞と D-modal は仮定された構造では、かなり距離があるが、統語上どのように関係づけるか」等残された問題は多いが、細かなメカニズムに関しては、今後の課題として、提案した構造の論拠をつめながら考えていきたい。

#### 参考文献

- 伊藤健人 2001 「主語名詞句における「が」格と「から」格の交替について」、『明海日本語』6号、45-63、明海大学
- 伊藤健人 2006 「取り立て助詞とモダリティについて」、神田外語大学 CLS ワークショップ『日本語の主文現象と統語理論』、神田外語大学
- 井上和子 1976 『変形文法と日本語』、大修館書店
- 井上和子 2006 「日本語の条件節と主文のモダリティ」、神田外語大

学 CLS ワークショップ『日本語の主文現象と統語理論』、神田外語大学

仁田義雄 1991『日本語のモダリティと人称』、ひつじ書房

長谷川信子 2004「一人称の省略：統語構造による分析(A Preliminary Analysis)」、『「テキスト理解と学習」科学研究費（基盤研究(B)研究報告書)』、33-60 神田外語大学

寺村秀夫 1982『日本語のシンタクスと意味 II』、くろしお出版

益岡隆志 1991『モダリティの文法』、くろしお出版

益岡隆志 2000『日本語文法の諸相』、くろしお出版

益岡隆志・田窪行則 1992『基礎日本語文法-改訂版』、くろしお出版

宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃 2002『モダリティ』、仁田義雄・益岡隆志・田窪行則（編）新日本語文法選書 4、くろしお出版

Inoue, Kazuko. 1998. Sentence without Nominative Subjects in Japanese, in K. Inoue, ed., *Grant-in-Aid for COE Research Report (2A) Researching and Verifying an Advanced Theory of Human Language: Explanation of the Human Faculty for Constructing and Computing Sentences on the Basis of Lexical Conceptual Features*, 1-34. Kanda University of International Studies.

Ueda, Yukiko. 2006. Scope and phases, in J. Abe, ed., *Grant-in-Aid for Kisokenkyuu (C) Report (2): A Minimalist View of Components in Generative Grammar*, 105-134. Tohokugakuin University.

261-0014

千葉市美浜区若葉 1-4-1

神田外語大学

言語科学研究センター

108-8636

東京都港区白金台 1-2-37

明治学院大学

文学部・英文学科

275-8575

習志野市泉町 1-2-1

日本大学

生産工学部

240-8501

横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1

横浜国立大学

教育人間科学部・工学部

[PXN13771@nifty.ne.jp](mailto:PXN13771@nifty.ne.jp)